

くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
 TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 http://www.city.fukuoka.lg.jp/ から「消費生活・各種相談」をクリック!



契約したのは5年前! 新聞購読契約のトラブル

毎年、新聞の購読契約に関する相談が数多く寄せられています。よくある相談事例を見ながら問題点とその対処方法を考えてみましょう。

〔事例1〕

いきなり9月初めからA新聞が配達されるようになった。販売店に問い合わせて、5年前に3年間の購読契約をしていたことを思い出した。先月、B新聞を1年間購読契約したばかり。A新聞の販売店に解約したいと伝えたら「解約はできない」と、断られた。

〔事例2〕

5日前、自宅に新聞の販売員がやってきた。「景品をおまけするから」と商品券と洗剤3箱をもらい1年間の購読契約をした。しかし、ひとり暮らしを始めたばかりで、お金に余裕がないので解約を申し出た。販売店から景品を返せと言われたが、商品券は使ってしまった。

5年前の契約でも有効なの?

法律ではどれくらい先の契約をしてよいか決まりはありません。しかし、事例1のように数年先の契約を本人が忘れていて、配達が始ってから契約に気づくケースが多く見られます。また、視力の変化や入院などで新聞が読めなくなったが、解約にに応じてもらえなかったという事例もあります。

トラブルにならないためにも長期の契約や数年先の契約は避けましょう。

過大な景品はトラブルの元!

事例2のように景品をつけると言われて契約したものの、解約を申し出て、景品の返還や景品の代金を請求されトラブルになることも少なくありません。

新聞の景品は「新聞公正競争規約」で取引額の8%または6か月分の購読料の8%のいずれか低い金額以内に制限されています。過大な景品は受け取らないようにしましょう。

いつでも解約できないの?

訪問販売で契約した場合、契約書をもらった日を含め8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）できます。しかし、クーリング・オフ期間を過ぎると一方的に解約することはできず、販売店との話し合いで解決するしかありません。

サインをする前に契約書の内容は必ず確認しましょう。
特に購読期間に気をつけて!

契約書は、購読期間満了まで大切に保管しましょう。
小さくても立派な契約書です。
紛失には気をつけて!

契約書の裏面には、クーリング・オフや購読継続の事項などが書かれています。
裏面も必ず読みましょう

アドバイス

- ★ ○長期間の契約や、数年先からの契約は避けましょう。
- ★ ○購読契約期間が重複しないように、購読開始時期と購読期間を把握しましょう。
- ★ ○景品があるからと安易に契約しないようにしましょう。
- ★ ○新聞契約に関する相談者の約4割が70歳以上の高齢者です。周囲の人が日ごろから気を配るよう心がけましょう。
- ★ ○困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

〇〇新聞購読契約書 (お客様控)			
下記のとおり購読を契約します		契約年月日 年 月 日	
ご住所	〒 電話		
	フリガナ 世帯主名		
ご契約者名		ご主人 奥 様 ()	
朝夕刊・朝刊・夕刊・スポーツ		月額購読料 円 部	
配達開始年月日	購読開始月	購読終了月	購読月数
年 月 日	年 月	年 月	
支払方法 1.集金(日頃) 2.自振 3.クレジット			
本申込 取扱者氏名	コード番号		
申込み・契約内容についてのご照会は下記にご連絡ください。			
販売店名	〇〇新聞 〇〇営業所		
代表者	△△ △△△		
所在地	福岡市中央区天神〇-〇-〇		
電話番号	092-***-****		
※裏面もあわせて内容を十分お読みください			

ホントに必要？ 美容医療で思わぬトラブル！

医療機関が行う脱毛など美容を目的とした美容医療サービスによる被害相談が増えています。

美容医療は、痛みや失敗のリスクを伴うものであり、施術の手法、使用する材料等について、医療機関によって大きな差があります。施術を受ける前に慎重に検討しましょう。

こんな被害相談が寄せられています

◆脱毛で火傷！

施術中に痛みがあり、終了後腕や足がミミズ腫れ状態に。腫れは引いたが火傷の跡が残った。

◆しわ取りで腫れ！

事前に医師から施術で腫れた人はいないと説明を受けていたが、顔が腫れ外出できなかった。

◆包茎手術で長引く痛み！

ネット広告を見て医院に行き、即日手術を受けたが、半年経過した今も手術箇所が痛む。

被害相談の大半を占めるのは、事例の他、しみ取り、脂肪吸引、二重まぶた、豊胸などの施術によるもので、そのうち約二割が、被害の程度が「1カ月以上」となっています。

事業者とトラブルになった場合、消費生活センターでは相談に応じることができませんので、あきらめずにご相談ください。



施術を受ける前に 要チェック！

- ホームページ等の情報をうのみにしていませんか？
不適切な表現や良いことばかり書かれた情報は要注意。
〔例：絶対、一番、手軽、痛くない、失敗はない、人気女優来店、未成年者でも大丈夫 など〕
- 受けたい施術や医療機関の情報を集めましたか？
自分が受けたい施術内容について、どのようなものがあるのか複数の医療機関から情報収集する。保険診療で受けられないか確認する。
- リスクや施術効果について説明を受けましたか？
副作用や合併症、状態が安定するまでの期間などについて医師から説明を受ける。
- 施術は本当に必要ですか？
即日施術や追加オプションを勧められた場合は、即答せず、時間を置いて冷静に判断する。

美容医療施術に関する情報提供サイト

日本美容外科学会(JSAPS) <http://www.jsaps.com/>

日本美容外科学会(JSAS) <http://www.jsas.or.jp/>

かしこい消費生活講座

「きて・みて・わかる！保険のはなし」

日時 平成25年10月17日(木)

①生命保険の基礎知識 10:30~12:00

②医療保険と介護保険 14:00~15:30

会場 あいれふ9階 大研修室

対象 福岡市内にお住まいかお勤めの人

定員 各50名(先着順)

参加料 無料

申込締切り
10月15日

【申込方法】

電話かFAXで希望講座名(①か②)と氏名と電話番号を書いて福岡市消費生活センターへ

事務室 092-712-2929

FAX 092-712-2765

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)9時から17時
2・4土曜日 10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の方の消費者の方に限ります。

相談無料
秘密厳守

